
第 5 章 懸 垂 電 車 事 業

第1節 沿革と現状

懸垂電車（モノレール）は、上野動物園の東園と西園とを結ぶ0.3kmの路線で、将来の都市交通機関の開発に向けた実験線として昭和32年12月17日に開業した。

遊園地等にある遊戯施設とは違い、「東京都懸垂電車上野懸垂線（上野動物園東園～上野動物園西園）」として鉄道事業法（当時の地方鉄道法）に基づいて免許された我が国第1号の、世界でも2番目に開業した懸垂式鉄道であり、運賃はもとより運転保安基準など全ての規定が適用される実用交通機関である。

昭和55年、施設の老朽化等により事業の廃止を計画したが、存続の要望が強く、昭和58年10月に存続を決定した。安全性の見地から駅舎の改築、車両の新造及び走行桁の保守等施設の改善を行うため、昭和59年9月から昭和60年3月までの7か月間運行を休止し、昭和60年4月2日から運行を再開した。

また、施設の老朽化対策及び耐震性強化のため、平成11年12月19日から平成13年5月30日まで休止し、その期間中に（一財）日本宝くじ協会の助成により車両と施設とを全面更新し、平成13年5月31日から運転を再開した。

一方、開業以来約41年間交通局の施設として交通局が管理・運営を行ってきたが、平成11年度に上野動物園を所管する東京都建設局との間で「恩賜上野動物園懸垂電車の運営に関する基本協定」を締結した。これにより平成12年4月1日、交通局は建設局に施設を無償で譲渡し、交通局はその施設を借り受け管理・運営することとなった。

なお、平成13年度に運行を開始した40形車両の経年劣化が顕著に進んだことから、令和元年11月から運行を休止している。

令和4年11月に建設局において、「恩賜上野動物園新たな乗り物の整備に関する基本方針」が公表され、既存施設は建設局が撤去の上、公募により選定される事業者が新たな乗り物を整備することとなった。

既存施設の撤去に当たっては、鉄道事業法上の事業廃止を行う必要があるため、東京都議会令和5年第二回定例会において「東京都懸垂電車条例を廃止する等の条例」が可決された。